

憲法が輝く兵庫県政をつくる会

第12回定期総会 議案

2016年2月18日
神戸市勤労会館308号室

第12回定期総会の開催にあたって

2017年夏の兵庫県知事選挙まで、1年5ヵ月となりました。

立憲主義・民主主義・平和主義を壊す「アベ政治を許さない」国民の運動が広がる中、「憲法が輝く兵庫県政」をめざす運動は、いよいよ重要となっています。そのためにも、その内容とそこにいたる道筋を、すべての有権者に、わかりやすく伝えていくことが求められています。

すべての加入団体、地域の会、兵庫県政の転換を願うみなさんの力を結集し、選挙本番に向けた取り組みを強化していきます。

今総会の目的は、「憲法が輝く兵庫県政」の実現に向け、①国政・県政の情勢についての認識を共有すること、②「憲法が輝く兵庫県政をつくるの会」（以下、「会」）の組織・政策・候補者づくりの基本提案と今後の課題など基本戦略を討議・決定し、③その方針を実行する役員体制を決定することです。

1. 政治と国民意識の急速な変化に応える取り組みを

戦争法（安保法制）の強行をきっかけに、安倍暴走政治の転換を願う運動は、広範な市民と野党の共同で新しい政権の樹立をめざす運動に発展しました。「会」の取り組みも、こうした国民意識の急速な変化に対応したものにしていこうことが求められています。

（1）主権者としての自覚にもとづく戦後最大規模の運動

2015年春のいっせい地方選挙では、安倍暴走政治との対決をかかげた日本共産党が大きく前進しました。しかし、5月に入り、安倍政権は日本の平和、民主主義、立憲主義を根本から破壊しようとする戦争法案を閣議決定します。

これをきっかけに主権者としての強い自覚を持った新しい国民運動がわきおこり、戦後最大の規模に達します。過去のいきさつを越えて「総がかり行動実行委員会」が結成され、「シーブルズ」「ティーンズ・ソウル」「ママの会」「学者の会」「立憲デモクラシーの会」などの新しい組織が共同の取り組みを展開しました。歴代内閣法制局長官、元最高裁長官を含む憲法学と法曹界の専門家が「安保法制は憲法違反」と明快な指摘を行ったことも大きな意義を持ちました。

（2）民意にしたがう政府をつくる取り組みへ

戦争法（安保法制）は9月に強行されましたが、国民運動の強力な発展を背景に、日本共産党が「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」を提起します。ただちに野党間の協議が開始され、社民党、生活の党は基本的な合意を表明しました。しかし、民主党、維新の党との協議は進みません。そうした状況の打開をめざして、12月には「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が結成されます。

目的は、2000万署名を推進し、①安全保障関連法の廃止、②立憲主義の回復（閣議決定の撤回を含む）、③個人の尊厳を擁護する政治の実現に向けた野党共闘を求め、公約を基準に参議院選挙における候補者の推薦と支援を行うことです。

2016年1月のJNNによる世論調査が、野党は「統一候補を立てるべき」56%、「統一候補を立てる必要はない」26%、参議院選挙の結果「与党と野党が伯仲する方が良い」52%としたように、国民の多くがこの取り組みへの期待を表明しています。

（3）自民・公明・「おおさか維新」の後退が焦点に

2016年7月の投票が予想される参議院選挙では、野党共闘、護憲派を大きく前進させ、戦争法（安保法制）の具体化や、改憲をめざす自民、公明とその補完者である「おおさか維新」の後退を勝ち取らなければなりません。

戦争法（安保法制）だけでなく、沖縄での新基地建設、原発再稼働、TPPへの参加、消費税増税、震災復興の遅れなど、国政のあらゆる問題で安倍政権は世論の少数派です。また異なる考えを認めない右翼政党への均質化は、自民党から旧来の保守層を離反させています。

さらにアベノミクスの第二ステージを謳った「新三本の矢」は、国民生活悪化の前に、ただちに失速しました。「子ども食堂」の広まりに象徴される貧困克服への新しい連帯が、経済の分野でも開始され、「アベノミクス神話」は急速に期待と信頼を失っています。

「会」の取り組みは、こうした政治と国民意識の変化をふまえ、①政治の転換を求めて共同しようとする県民意識の変化を信頼し、②それらの取り組みに積極的に関わりながら、③憲法の理念にもとづく地方政治（県政）づくりの課題を大きく打ち出すものとならねばなりません。

2. 幅広い県民との共同と連帯を広げ県政転換を

（1）県内で広がる戦争法（安保法制）めぐるとたたかい

戦争法（安保法制）をめぐり、兵庫県内では、昨年、県弁護士会が主催して、神戸で9000人（6月21日）、県内4会場で7100人（8月29日）の二度にわたる大集会が開かれました。

また、共産・民主・新社会の代表も訴えた「戦争法廃止兵庫県民集会」（11月23日）の開催、宝塚・尼崎・芦屋・篠山の4市長が共同で強行採決反対の声明を発表、県内の市町議会で戦争法案廃案あるいは審議強行反対の決議・意見書が採択される等、かつてない運動がわきおこりました。「シールズ」「ママの会」の活動、県内5大学での「有志の会」の発足など、「市民革命」とも言われる運動に発展しています。

県内100万人が目標の戦争法廃止2000万署名をはじめ、法の強行・成立後も、さまざま

まな取り組みが進められています。ことし5月3日の憲法記念日には、さらに共同の輪を広げた大集会を開く計画も進んでいます。

（２）暮らしを脅かす安倍暴走政治に広がる県民の怒り

戦争法（安保法制）のほかにも、安倍政権が進める暴走政治——沖縄新基地建設、原発再稼働、TPP、消費税増税など——と国民、県民とのギャップは、広がっています。高浜原発の再稼働には、県内の各界各層、自治体首長や超党派の地方議員からも抗議の声がわきおこり、原発事故時の広域避難先となる兵庫県内の各自治体からは「国の方針は国民の生命や安全を無視する極めて無責任なものだ」と厳しい批判の声があがっています。

県民の暮らしは、「アベノミクス」のもとで、貧困と格差が広がり、とりわけ「子どもの貧困」は、深刻な事態になっています。神戸市の調査では、母子世帯の年間就労収入は、「150万円未満」が56%（無回答除く）にのぼり、県内の生活保護受給世帯の子どもの高校進学率は、一般世帯よりも1割程度も低くなっています。

「県民意識調査」（2015年）でも、「若者が希望を持てる社会だと思う」13.3%、「自分にあった職業への就職や転職がしやすい社会だと思う」8.3%、「年齢や性別を問わず、働きやすい環境が整っていると思う」9.2%と、肯定的な回答はあまりにも少なく、“希望を持ちづらい”“働きづらい”社会となっています。

（３）「憲法どおりの政治を」の願いあつめ、「憲法が輝く兵庫県政」の実現へ

こうしたもとで、兵庫県政には、何が求められるのでしょうか。第一に、安倍政権の暴走政治から県民の命と暮らしを守ること、国の悪政の防波堤となることです。第二に、県民の暮らしが大変な今だからこそ、憲法や地方自治法の本来の精神から、国に本来の責任を果たすよう要求しながら、兵庫県が広域自治体として、県民の願い実現、「福祉の増進」のための施策を、市町とともに実現させることです。

しかし、今の兵庫県政と井戸知事は、県民を守る防波堤の役割を果たさず、戦争法（安保法制）への意見表明を避けながら、防災訓練に米軍参加を求め、中学生の「トライあるウィーク」の派遣先に自衛隊を加えるなど、集団的自衛権行使の戦争政策を後押しする役割を果たしています。但馬地方で目撃される米軍機低空飛行訓練にも、ものを言おうとしません。原発再稼働でも県民の願いに背を向け、TPPは国と同じ姿勢で、消費税も増税の立場です。

市町とともに「福祉の増進」をはかるどころか、県民いじめの県「行革」をすすめ、教育予算は10年前とくらべて1割以上も削減してしまいました。学校では「実習費が削られ、保護者に負担をお願いしている」など、貧困と格差に追い打ちをかけています。一方で、高速道路の建設、大赤字の但馬空港のために28億円の新ジェット機購入などのムダづかいや、医療や農業の「特区」、全国有数の誘致補助金など大企業優先の政治を続けています。

「会」は、県民要求の実現と県政転換をかかげて、2013年知事選挙で田中耕太郎さんを擁して過去最高の62万票を得るとともに、各団体と県民のねばり強い運動で、子どもの医療費助成制度の拡充や中小企業振興条例などを実現しました。

戦争法（安保法制）の廃止を求める市民運動の高まりと「立憲主義」を求める世論の広がりのもとで、これと結んで、県民の生存権や教育権、労働権、平和を保障する「憲法が輝く兵庫県政」の実現、貧困と格差の是正に取り組む県政の実現へ、幅広い県民との共同と連帯を広

げ、2017年知事選挙にのぞみましょう。

3. 政策づくりの到達点と展望

私たちは、2013年知事選挙で、景気・暮らし・平和の「3つの転換」（経済再建は地域から・人にやさしい県政・平和と安全を守る県政）と「6つの重点政策」（①みんなの給料・所得をふやす②地域が笑顔、自然エネルギー大作戦③平和・安全の兵庫県④国保、介護の負担軽く、福祉医療の充実⑤いじめをなくし、教育・文化の発展を⑥防災、災害への備え）を訴え、新たな到達点を築きました。

その上にたつて、医療・介護をテーマに「どうなる兵庫の医療・介護」講演&シンポジウム（2015年7月）の開催にあたり、積極的に案内を進める中で、これまでつながりのなかった方々にも参加して頂きました。また、「兵庫民報」紙上で憲法と兵庫県政をキーワードにした「県政連載」（2015年10月から）にも取り組んでいます。2015年12月の「地域懇談会」での「県政が見えにくい」「県政の会からの発信も強めてほしい」「身近で説得力のある政策づくりを」などの要望もふまえ、以下の方向で政策活動の強化につとめます。

（1）県民生活の実態と暮らし・平和の願いを深くつかむ

「医療・介護」のシンポジウムでは、県内の医療・介護現場の実情をよく知り、医療と介護の充実のために、本当に必要なことが何であるかを明らかにすることにつとめました。

「兵庫民報」の「県政連載」でも、困難さを増す救急医療や小児科・産科問題、学校補修や生徒の教育活動のための費用さえまかなえない教育予算の少なさが浮き彫りになりました。「子どもの貧困」をはじめ、非正規雇用と長時間・過密労働のまん延、消費税増税で苦しむ中小業者、TPPで衰退が加速する農林漁業など、貧困と格差の実態を深くつかみ、平和・民主主義の問題を含め、県民の願いを幅広くつかむ政策活動を進めます。

（2）幅広い共同と運動の展望を明らかにする

2000万署名をはじめ、新しい国民運動が広がるもつで、国民の切実な要求にもとづく一致点での共闘「一点共闘」を広げることと結合して、兵庫県民の要求実現のための取り組みを進めます。

非正規雇用と長時間・過密労働の是正、最低賃金の抜本的な引き上げなど安心して働ける取り組み、中小企業振興条例を県政や地域でいかす取り組み、西日本有数の農業県として小規模・家族営農も含めた農林水産業の振興・支援、緊張高まる日本海・東アジアに隣接する県としての役割を果たす非核・平和宣言へ、幅広い共同の取り組みと県政政策づくりを進めます。とくに地域での県民要求をつかみ、その県民運動と一体になった活動を広げることにつとめます。「地方創生」に対する提案と取り組み、病院問題や医療・介護、子育て支援も重視します。

（3）要求実現と結んで県政転換の展望を語り合う

2013年知事選挙で訴えた「3つの転換」を、その後の新しい情勢にふさわしく、発展させるために知恵と力をつくします。新しい市民運動の高まり、県民の切実な要求と結んで、県政転換の展望を語り合ひましょう。

（４）次の政策活動に取り組む

- ①「兵庫民報」紙上での各分野の県政連載を、ひきつづき継続します。
- ②今後、地域の会の方にも県政連載の執筆をお願いし、2017年知事選挙に向けて地域での県政の争点づくりの一助とします。
- ③SNSの活用も含めて、「会」としての県政問題の発信を強める方策を検討します。
- ④加入団体をはじめ自治体問題研究所や研究者との県政研究での協力・共同に努力します。
- ⑤体制の補充も検討しながら政策小委員会の活動を探究します。
- ⑥2017年知事選挙に向けて、『ウィーラブ兵庫』をはじめ、県政の学習資材の提供につとめます。

4. 「憲法どおりの政治」を願う人々との連帯・共同を

あらゆる分野で安倍政権の暴走が加速する中、今夏の参議院選挙に向けて、「野党共闘」を求める運動、「立憲主義・民主主義・平和主義を守れ」の共同のたたかいが燎原の火のように広がっています。

民主主義の危機を訴えたシールズ、立憲主義の危機を訴えた弁護士会、憲法研究者・学者の会、平和主義の堅持を求めたママの会、従来の枠を超えた「総がかり行動実行委員会」の結成など、「新たな市民運動」が昨秋の国会最終盤の「野党共同」を実現させていきました。

戦争法（安保法制）成立後も、廃止を求める運動がただちにわきおこり、2000万署名が取り組まれています。

兵庫県においても、各地域で広範な共同の取り組みが前進し、5月3日には共同の憲法集会の準備が進められています。

こうした「憲法どおりの政治」を願う新しい運動とも、「憲法が輝く兵庫県政」の実現に向けて、率直に意見交換し、連帯・共同する取り組みが求められています。

その一環として、10月に新しい県政を実現するために、「憲法どおりの政治を求めるシンポジウム」（仮称）を開催します。

5. 次期選挙に向け、地域の会の再開・強化を呼びかけます

「会」の活動は、全県の地域の会によって、選挙運動の基本である宣伝と対話運動が支えられています。

昨年12月に開催した「ブロック地域懇談会」（9日阪神、14日西播、17日神戸）には、11の地域の会が出席し、地域の要求運動の取り組みを交流するとともに、「会」の活動について報告・意見交換を行いました。

いくつかの地域の会では継続した活動が取り組まれています。多くのところでは役員・事務局体制の不十分さなどもあり、その役割を十分に発揮できていません。

次期選挙まで1年5ヵ月、安倍政権の暴走に対し、地域から憲法どおりの政治を実現する運動を強めていくためにも、地域の会の再開・強化は重要です。

10月に開催予定のシンポジウムに向けて、地域の会の会議・総会を開き、役員・事務局体

制などを確立して頂くよう呼びかけます。また、地域の会の活動促進に向けて、団体・地域の会代表者会議を開きます。

6. 学習・宣伝活動の強化

(1) 学習活動について

「憲法県政の会」は、2008年以降、7冊の『ウィーラブ兵庫』を発行し、一貫して学ぶ活動を重視してきました。

改めて、加入団体、地域の会に、「兵庫民報」の連載や、「医療・介護」講演&シンポジウムなどの学習資材を活用した学ぶ活動の強化を呼びかけます。

(2) 戦争法廃止、全県いっせい宣伝の成功を

戦争法案反対をめぐる運動の中で、「会」は7月にオレンジポスター「WAR IS OVER IF YOU WANT IT」を発行し、強行成立後も各地の取り組みで活用されました。3回行った神戸大丸前での宣伝行動は、テレビ、新聞などでも報道されました。

戦争法（安保法制）廃止の運動強化と、兵庫県政の転換に向けた宣伝の具体化をはかります。

2000万署名の成功へ、3月後半に宣伝資材を作成し、全県いっせい宣伝を行います。

また、3月22日（午後5時30分、神戸元町大丸前）を皮切りに、神戸市内中心部での宣伝活動を強化します。

(3) ニュース「変えよう兵庫県政」の発行

前総会以降のニュース発行は、第20号（3月発行）「県政転換への新しい共同の追求を」、第21号（8月発行）「憲法どおりの医療・介護を求めよう」の2回にとどまりました。

今総会後は、3月上旬に第22号を発行し、年度内に4回の発行をめざします。加入団体・地域の会の全構成員への届け方については、HPからのダウンロードによる活用などの提起も含め検討していきます。

7. IT・SNS機能を活用した活動の強化

インターネットは、スマートフォン、タブレットなどの普及により、若年層を中心に情報収集のメインメディアになりつつあります。「ネット市民」と言われる存在の台頭もあり、その影響力は、年々大きくなっています。

また、安倍政権によるマスメディア対策の中で、市民自らが情報発信能力を高めることなしに、世論と運動で政治と社会を変えていくことは不可能です。

政治活動、選挙活動にあたって、もはやこの分野は、担当者による宣伝の一分野ではありません。IT・SNS分野の活動強化へ、SNS向上委員会がスタートしましたが、加入団体・地域の会においても、「憲法が輝く兵庫県政」の実現の視点を持った情報発信を強化していきましょう。次回SNS向上委員会は4月に行います。

8. 組織活動の強化に向けて

2015年度は、幹事会、事務局会議とも各8回開催され、民主的運営を貫く中で加入団体の力を結集することに努力してきました。日常活動を行う事務局の加入団体での任務の比重が高まる中、幹事の任務分担、日常活動のサポート体制を強めることが必要となっています。加入団体・地域の会への連絡文書は4回発行されました。

幹事会の活動強化へ、幹事団体の結集と幹事の任務分担をはかります。幹事会の日常的な連携をはかるためメーリングリスト等での連絡網確立につとめます。

第1回幹事会は、3月22日（火）（午後3時、兵商連会館）に開催します。

選挙政策、候補者擁立の責任を幹事団体全体で担い、必要に応じ幹事団体代表者会議を開催します。

加入団体との日常的なつながりを強めるとともに、兵庫県政の転換を願うすべての団体・個人、各層・各分野との交流や懇談、「会」が主催する「学習会」などの取り組みへの参加を呼びかけます。

9. 2017年4月大集会の成功へ

2013年兵庫県知事選挙において、4月18日の候補者発表直後に開催した4月26日「2000人のつどい」（参加者1400人）は、各団体・分野の要求が結集されるものとなりました。この集会は、これまでの知事選挙における屋内集会としては過去最高の規模となり、その後の活動への大きな決起の場となりました。

2017年知事選挙に向けて、あらゆる活動の大きな結節点として2017年4月大集会の大成功をめざします。

10. 候補者選考の到達点

昨年の第11回定期総会で、次期選挙に向けた「候補者選考委員会」の構成と運営について、第7回臨時総会（11年11月6日開催）での決定をふまえて、以下のように確認しました。

すでに、候補者擁立に向け、2回の「委員会」が開催されています。

候補者選考委員会の構成と運営について（第11回総会決定）

- (1) 委員会は、兵庫労連、兵商連、新婦人兵庫県本部、自由法曹団兵庫県支部、民青同盟兵庫県委員会、共産党兵庫県委員会、兵庫民医連の7団体から選出する。
- (2) 候補者選考委員会は、座長を決め運営にあたる。
- (3) 選出された7団体は、今総会の決定後、委員（代表）を決定する。
- (4) 委員会出席については、各団体から選出された委員（代表）とし、代理出席は不可とする。
- (5) 候補者選考委員会と幹事会、幹事団体代表者会議との関係について
 - ① 委員会・事務局は討議経過を幹事会に報告し確認を受ける。
 - ② 幹事会は、委員会の討議経過・確認事項を必要に応じて幹事団体代表者会議に報告する。

- ③委員会への代表幹事の出席、その他緊急対応を必要とする場合は委員会・幹事会で連携してあたる。

* * * *

候補者選考についての考え方（第2回総会決定、第6回総会で再確認）

1、候補者擁立をめぐる情勢と政策的展望

①「地方行革」など国による、地方自治体への攻撃と地域社会の破壊がすすむもとの、地方自治体はその防波堤となるのか、国の政治の加担者となるのか、するどく問われています。地方政治と住民との矛盾が深刻化するもとの、全国的には保守・無党派の人たちを含めて、自治体らしい自治体をとりもどそうという新しい変化と胎動が生まれています。

②兵庫県政では長年、日本共産党以外の「オール与党」体制がつづいています。「会」は、「オール与党」の陣営と対決し、住民の願いにこたえる政策的合意を明確にして、保守を含む無党派の人たちとの共同でたたかい、勝利をめざすことを基本とします。

③「会」は、自民党県政（体制は「オール与党」だが、政治の実態は自民党県政）を憲法と地方自治法をくらしに生かす県政に変えることをめざす団体、政党、個人が結集した政治団体です。選挙は、勝つことをめざすのは当然ですが、1回の選挙で勝てるか、勝てないかを基準にせず、「会」の目的の達成をめざして県政の転換にねばり強くとりくんでいきます。

2、候補者についての考え方

①候補者は、「会」の目的に沿い、政策、政治姿勢で一致すれば、無党派の人であれ、政党に属する人であれ、候補者になりうるものです。

②共同の候補者となりうる無党派の「有力候補」が実現した場合は、「会」との政策協定を求めることを基本にしながら、政策、政治姿勢ですぐれた人なら、柔軟な対応も考慮していきます。

③無党派の「有力候補」実現の努力を追求しますが、延々とそのとりくみを続け、実現しなければ「会」の候補者が「できなかった」ということにはしません。

④「会」の候補者は、「会」の目的に沿って、「会」加入団体とともに、県政にむけての政策活動、要求実現運動に系統的に参加するなど、「会」加入団体のなかから生まれることをめざしてとりくみます。候補者の確定は、選挙の1年前をめざし、遅くとも有権者への事前宣伝、各団体の意思統一と内部徹底に必要な日時を考慮し、6カ月前には確定するようとりくみます。